

肥 料 届 出 関 係 手 引 (指 定 混 合 肥 料 編)

静岡県経済産業部農業局 食と農の振興課

1 指定混合肥料の要件と義務

1-1 指定混合肥料の要件

指定混合肥料とは、専ら登録を受けた普通肥料又は届出をした特殊肥料等が原料として配合される肥料であって、規則第1条の2により規定されるものをいいます。

<指定混合肥料の種類>

- ☐ 普通肥料 + 普通肥料（単純配合、水造粒）……指定配合肥料
 - ☐ 普通肥料 + 普通肥料（造粒）……………指定化成肥料
 - ☐ 普通肥料 + 特殊肥料……………特殊肥料等入り指定混合肥料
 - ☐ 普通肥料 + 土壌改良資材
 - ☐ 特殊肥料 + 土壌改良資材
- } ……………土壌改良資材入り指定混合肥料

<配合する原料の制限>

◆指定混合肥料（指定配合肥料、指定化成肥料、特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料。以下同じ。）に、以下の原料は使用できません。

- ① 事故肥料
- ② 肥料の品質を低下させるような異物が混入された普通肥料
- ③ 硝酸化成抑制材※¹が使用された普通肥料
- ④ 汚泥肥料、特定普通肥料

※¹ジシアンジアミド、ASU（1-アミジノー2-チオ尿素）、DCS（N-2,5-ジクロルフェニルスクナシナミド酸）、ST（2-スルファニルアミドチアゾール）を除く

◆指定混合肥料に、以下の原料は、条件を満たせば使用できます。

- ① 液状の肥料を原料とする配合
- ② 強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料との配合※²

※²配合等に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすもの

◆指定混合肥料に使用できる指定土壌改良資材（土壌改良資材入り指定混合肥料）

地力増進法施行令に規定する基準に適合するもののうち、以下のものに限る。

- 1. 泥炭 2. 腐植酸質資材（普通肥料以外のもの） 3. 木炭 4. けいそう土焼成粒 5. ゼオライト 6. バーミキュライト 7. パーライト 8. ベントナイト 9. VA菌根菌資材

1-2 指定混合肥料の届出に関する義務

- (1) 指定混合肥料を業として生産又は輸入しようとする場合は、その事業を開始する1週間前までに農林水産大臣又は都道府県知事に届け出ることが、義務づけられています。（法第16条の2第1項により）
- (2) 農林水産大臣又は都道府県知事に届出を受理された後、次にあげる事項について、各条文により義務づけられています。

届出の種類	該当ページ
届出事項等の変更に伴う届出(法第16条の2第3項)	19ページ参照
生産又は輸入の廃止に伴う届出(同上)	21ページ参照
保証票の添付(法第17条)	16ページ参照

1-3 静岡県知事が届出受理する指定混合肥料

- (1) 静岡県知事が届出を受理する指定混合肥料は、「1-1 指定混合肥料の要件」にあげる条件を満たし、次の項目に該当するものです。必要書類等を用意し、静岡県知事あてに届け出てください。

- ① **静岡県内**の肥料生産工場で生産する指定混合肥料

② **都道府県知事が登録した普通肥料**、「有機質肥料」に該当する肥料であって農林水産大臣が登録した輸入肥料、**特殊肥料**、及び土壌改良資材のみを原料とした指定混合肥料

③ **都道府県の区域を越えない区域**を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会、地区たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会が生産する指定混合肥料

- (2) 提出された届出書等を審査し、法律上問題ないことが確認されると受理され、届出者に通知します。
- (3) 同じ指定混合肥料であっても、静岡県外で生産する場合は、**肥料生産工場が所在する都道府県知事ごとに届け出る**ことになっています。各都道府県の窓口へ確認の上、届出手続きを行ってください。
- (4) 外国生産の指定混合肥料を輸入する場合は、全て農林水産大臣へ届け出ることとなります（法第16条の2第1項）。

<指定混合肥料の届出先>

	使用原料等	原料として使用される普通肥料の登録区分	書類の提出先
指定配合肥料 (法律第4条 第2項第2号)	普通肥料 + 普通肥料 (単純配合・水造粒)	法第4条第1項第1～2号に掲げる肥料が原料として用いられる場合 (例：尿素、過石、化成肥料等) ※国登録肥料	農 林 水 産 大 臣 (関東農政局)
		それ以外の場合 (有機質肥料、石灰質肥料) ※県登録肥料	静岡県知事
指定化成肥料 (法律第4条 第2項第2号)	普通肥料 + 普通肥料 (造粒)	法第4条第1項第1～2号に掲げる肥料が原料として用いられる場合 (例：尿素、過石、化成肥料等) ※国登録肥料	農 林 水 産 大 臣 (関東農政局)
		それ以外の場合 (有機質肥料、石灰質肥料) ※県登録肥料	静岡県知事
特殊肥料等入り指定混合肥料 (法律第4条 第2項第3号)	普通肥料 + 特殊肥料	法第4条第1項第1～2号に掲げる肥料が原料として用いられる場合 (例：尿素、過石、化成肥料等) ※国登録肥料	農 林 水 産 大 臣 (関東農政局)
		それ以外の場合 (有機質肥料、石灰質肥料) ※県登録肥料	静岡県知事
土壌改良資材入り指定混合肥料 (法律第4条 第2項第4号)	普通肥料 + 土壌改良資材	法第4条第1項第1～2号に掲げる肥料が原料として用いられる場合 (例：尿素、過石、化成肥料等) ※国登録肥料	農 林 水 産 大 臣 (関東農政局)
		それ以外の場合 (有機質肥料、石灰質肥料) ※県登録肥料	静岡県知事
	特殊肥料 + 土壌改良資材		静岡県知事

2 指定混合肥料の生産に伴う手続き

(1)届出の時期

その事業を開始する 1 週間前までに届け出てください。

(2)書類の提出先（提出方法：郵送もしくは持参）

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県 経済産業部 農業局 食と農の振興課 農産環境班

(TEL:054-221-2689・2749)

(3)届出に必要な書類等

提出書類等	部数	備考
◇共通に必要な書類		
指定混合肥料生産業者届出書 (別添様式第 9 号)	2	・記入方法は 7 ページ参照
指定混合肥料に付す生産業者保証票 (別添様式第 11 号)	2	・記入方法は 16 ページ参照
使用原料の保証票又は登録証・届出書の写し	2	
◇指定配合肥料の場合に必要な書類		
原料配合割合及び保証成分量 (別添様式第 10 号)	2	・記入方法は 10～15 ページ参照
◇指定化成肥料、特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料の場合に必要な書類		
肥料成分等分析証明書	2	・保証成分量又は主成分の含有量に記載する項目
◇初めて届出する場合に必要な書類		
生産工場等の案内図	2	・駅や主要幹線道路からの案内図とし、目標となる施設等を記入すること
(法人の場合) 登記事項証明書	1	・住民票は個人番号(マイナンバー)の記載の <u>ない</u> ものを添付する ※コピー可
(個人の場合) 住民票		

◇生産設備を借りて生産する場合に必要な書類		
生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書 (別添様式第20号)	2	・届出者が賃借契約にもとづき生産する事業場を借りて生産する(届出者側の生産管理者を借りた事業場に置く必要がある)
賃貸借等契約書の写し	2	
◇委託して生産を行う場合に必要な書類		
委託による肥料の生産に関する届出書 (別添様式第27号)	2	・委託契約にもとづく生産委託(届出者側の生産管理者を借りた事業場に置く必要はない)
委託生産契約書の写し	2部	
◇牛の部位を原料とする場合、牛由来の原料を使用する場合		
◇豚・馬・家さん等に由来する肉骨粉類等を使用する場合		
大臣確認書の写し 豚・馬・家さん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉 等適合確認書の写し	2部	・その他大臣確認を受けていることが分かる書類で代替したい場合は御相談ください

※提出書類について

- ・ 2部提出されたうちの1部は、副本として返却します。
- ・ 届出書の用紙は「静岡県ホームページ→申請書ダウンロードサービス」から取り出すことができます。
- ・ 必要書類等がすべてそろった時点で受け付けますので、記入漏れや書類不備がないようにしてください。
- ・ 個人の方は、『静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例』(平成20年4月1日施行)により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、居住地の確認をすることにより、住民票の添付を不要とすることができます。

(4)提出書類について

指定混合肥料生産業者届出書

【→記入例①（9 ページ）参照】

① 氏名

- ・ 届出者が法人の場合は、登記されている社名及び代表者の氏名を記入してください。

② 住所

- ・ 届出者が法人の場合は、**登記されている本社の住所**を記入してください。
- ・ 届出者が個人の場合は、**住民票に記載されている住所**を記入してください。

③ 肥料の名称（8ページ参照）

- ・ 届出者が決めた肥料の商品名を記入します。
- ・ ただし、主成分又はその効果に関して誤解を生ずるおそれがある名称は使用できません。（法26条第2項）

④ 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別

- ・ 指定配合肥料、指定化成肥料、特殊肥料等入り指定混合肥料、又は土壌改良資材入り指定混合肥料のいずれかを記載します。

⑤ 生産する事業場の名称及び所在地

- ・ 生産事業場の名称及び所在地を必ず記入してください。
- ・ 生産する事業場が2箇所以上ある場合は、全ての事業場を記入してください。
- ・ 届け出る肥料の生産に関係のない事業場については、記入する必要はありません。

⑥ 保管する施設の所在地

- ・ 保管する施設については、所在地の記入のみでよく、施設の名称等は必要ありません。
- ・ 生産する事業場と同じであっても、必ず記入してください。

【参考】 肥料の名称（商品名）の考え方（法第 26 条第2項（虚偽の宣伝等の禁止）関係）

肥料の名称（商品名）を決めるにあたっての一般的な考え方は、次のとおりです（59 農蚕第 1943 号農林水産省農蚕園芸局長通達）。

1. 同一の生産業者は、**保証する主成分の種類又は保証成分量が異なる肥料ごとにそれぞれ別の名称をつける**。また、保証する主成分の種類又は保証成分量が同じであっても、その登録先又は届出先が農林水産大臣と都道府県知事分かれるもの又は登録肥料と指定混合肥料に分かれるものについては、それぞれ別の名称をつける。
2. ふりがな付き又は図案入りの肥料の名称は認めない。
3. 肥料の名称中に「**高度**」の文句を使用する場合は、窒素、りん酸又は加里のいずれか 2 以上についてそれぞれ最も大きい主成分の量の合計量が 30%以上の場合に限る。
4. 静岡県標準複合肥料以外の名称中に「**静岡県**」、「**標準**」、「**基準**」、「**奨励**」等の**静岡県標準複合肥料と紛らわしい文字**を使用することは認めない。
5. 肥料の名称中に「**完全**」等の文句を使用する場合は、窒素、りん酸及び加里の 3 成分の全てを保証する場合に限る。
6. 有機質原料を使用した旨を肥料の名称中に入れる場合は、その種類のいかんを問わず「**有機入り**」の字句とし、当該原料に由来する窒素の量を 0.2%以上含有する場合に限る。
7. 肥料の名称に他の肥料の種類を使用することはできない。
8. 肥料の名称を「**りん安**」又は「**りん酸アンモニア**」とする場合は、 $\text{NH}_4\text{H}_2\text{PO}_4$ 及び $(\text{NH}_4)_2\text{HPO}_4$ の含有量が 70%以上のものに限る。また、「**りん酸一アンモニア**」又は「**りん酸二アンモニア**」とする場合は、それぞれの化学物質の含有率が 90%以上のものに限る。
9. 肥料の名称中に原料名を使用する場合は、**燐安、硫燐安、尿素燐安、塩燐安、燐硝安、硝酸加里**等の場合を除き、原則として公定規格に定める肥料の種類を使用しなければならない。
10. 肥料の名称に商標を付することは差し支えない。ただし、その商標が、文字をなさない記号のようなもの（例：Ⓜ等）は使ってはならない。
11. 肥料の名称に委託者の商標又は申請者の商号、会社名を付すことは差し支えないが、委託者の商標等を付す場合には、法第 24 条第 2 項（不正使用の禁止）との関連があるため、登録申請の際には注意する。

記入例①

別添様式第9号

指定混合肥料生産業者届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

静岡県知事 〇〇 〇〇 様

※県外の場合は都道府県名から記入

住 所 静岡市葵区追手町9番6号

〇〇〇〇〇株式会社

氏 名 代表取締役 静岡 太郎

電 話 (054) 221 - 2625

下記により指定混合肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項)の規定により届け出ます。

記

1. 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

※右上の住所・氏名欄と同様に記入

〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 静岡 太郎

静岡市葵区追手町9番6号

2. 肥料の名称

静岡指定配合肥料

3. 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別

指定配合肥料

4. 生産する事業場の名称及び所在地

〇〇〇〇〇株式会社駿河工場 静岡市駿河区有明1番2号

5. 保管する施設の所在地

静岡市駿河区有明1番2号

① 原料肥料

使用原料の肥料の種類を、全て記入してください。

② 保証成分量(%)

各使用原料の保証票又は登録証に記載されている保証成分量を、全て記入してください。

③ 配合割合(%)及び各成分量(%)

各使用原料の配合割合を記入し、その使用原料が保証している各成分量の割合を小数点第2位まで算出し、それぞれ記入してください。

④ 合算値

算出した各成分量を合算した値を記入してください。

⑤ 分析値(%) ※設計値で保証成分量を定める場合は不要

最終製品の成分分析値を成分ごとに小数点第2位まで記入してください。

品質が低下するおそれがないものとする要件を満たすことで生産が可能となる指定配合肥料は、必ず分析値を記入してください。

⑥ 保証成分量の範囲

次の計算式により保証成分量の範囲を小数点第2位まで算出し、それぞれ記入してください。

ア 合算値が5以上のときは、合算値の100分の80から100分の100（分析値を超えない範囲）まで

例 合算値が6.23の場合、保証成分量の範囲は4.98～6.23（分析値）

イ 合算値が5未満のときは、合算値の100分の50から100分の100（分析値を超えない範囲）まで

例 合算値が4.81の場合、保証成分量の範囲は2.40～4.81（分析値）

⑦ 保証成分量

ア 保証する主成分の数値は、算出した保証成分量の範囲内で、表1（15ページ）の保証成分量以上とし、表示最低桁まで表示してください。

イ 表示最低値に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨ててください。

記入例② 指定配合肥料（設計値保証の場合）

別添様式第10号－1（指定配合肥料、指定化成肥料）

原料配合割合及び保証成分量

※必要に応じて追加

原 料 肥 料	保証成分量 (%)	配合割合 (%)	窒素全量 (%)	りん酸全量 (%)	加里全量 (%)	アンモニア 性窒素 (%)
硫酸アンモニア	AN 21.0	40.0	8.40			8.40
魚かす粉末	TN 6.0 TP 11.0	25.0	1.50	2.75		
なたね油かす及び その粉末	TN 5.3 TP 2.0 TK 1.0	20.0	1.06	0.40	0.20	
肉骨粉	TN 8.0 TP 9.0	15.0	1.20	1.35		
※肥料の種類及び登録証 に記載された保証成分量 を記入			※保証成分量×配合割合(%) を小数点第2位まで記入			
合 算 値		100.0	12.16	4.50	0.20	8.40
分 析 値 ¹⁾			－	－	－	－
保証成分量 の範囲 ²⁾	上限		12.16	4.50	0.20	8.40
	下限		9.72	2.25	0.10	6.72
保証成分量			11.8	4.0	－	8.0

- 1) 指定配合肥料において、設計値で保証成分量を定める場合は不要
 2) 保証成分量の範囲は、合算値の100分の80から100までとする。
 ただし、合算値が5未満の場合は100分の50から100までとする。

※表1の保証成分量未満
の場合は表示しない

【指定化成肥料】原料配合割合及び保証成分量

① 原料肥料

使用原料の肥料の種類を、全て記入してください。

② 保証成分量(%)

各使用原料の保証票又は登録証に記載されている保証成分量を、全て記入してください。

③ 配合割合(%)及び各成分量(%)

各使用原料の配合割合を記入し、その使用原料が保証している各成分量の割合を小数点第2位まで算出し、それぞれ記入してください。

④ 合算値

算出した各成分量を合算した値を記入してください。

⑤ 分析値(%)

最終製品の成分分析値を成分ごとに小数点第2位まで記入してください。

⑥ 保証成分量の範囲

次の計算式により保証成分量の範囲を小数点第2位まで算出し、それぞれ記入してください。

ア 合算値が5以上のときは、合算値の100分の80から分析値を超えない範囲まで

例 合算値が6.23の場合、保証成分量の範囲は4.98～分析値

イ 合算値が5未満のときは、合算値の100分の50から分析値を超えない範囲まで

例 合算値が4.81の場合、保証成分量の範囲は2.40～分析値

⑦ 保証成分量

ア 保証する主成分の数値は、成分分析値を基に表示してください。

イ 含有量の数値は、表1（15ページ）の保証成分量以上とし、表示最低桁まで表示してください。表示最低値に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨ててください。

【特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料】

原料配合割合及び主成分の含有量

① 原料肥料

使用原料の肥料の種類を、全て記入してください。

② 保証成分量(%)

各使用原料（普通肥料のみ）の保証票又は登録証に記載されている保証成分量を、全て
記入してください。

③ 配合割合(%)

各使用原料の配合割合を記入してください。

④ 分析値(%)

最終製品の成分分析値を成分ごとに小数点第2位まで記入してください。

⑤ 主成分の含有量

ア 含有量の数値は、成分分析値を基に表示してください。

イ 含有量の数値は、表1（15ページ）の保証成分量以上とし、表示最低桁まで表示してください。表示最低値に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨ててください。

⑥ 誤差の許容範囲

主成分の含有量の許容差は、表2（15ページ）のとおり算出し、それぞれ上限と下限を記入してください。

例 窒素全量の表示値が4.0の場合、主成分の含有量の許容差は3.2～4.8

例 窒素全量の表示値が6.0の場合、主成分の含有量の許容差は5.0～7.0

記入例③ 特殊肥料等入り指定混合肥料の場合

別添様式第10号－2（特殊肥料等入り指定混合肥料・土壌改良資材入り指定混合肥料）

原料配合割合及び主成分の含有量

※必要に応じて追加

原 料 肥 料		含有成分量 (%)	配合割合 (%)	窒素全量 (%)	りん酸全量 (%)	加里全量 (%)	水溶性加里 (%)	アルカリ分 (%)
被覆窒素肥料		TN 43.0	12.0					
塩化加里		WK 60.0	5.0					
特殊肥料（動物 の排泄物：鶏ふ ん）			83.0					
※肥料の種類及び登録証 に記載された保証成分量 を記入								
分 析 値				7.10	3.15	5.70	5.25	14.20
主成分の含有量				7.0	3.0	5.5	4.9	14.0
					※分析値を基に設定する			
誤差の 許容 範囲	上限			8.0	3.6	6.5	5.8	15.4
	下限			6.0	2.4	4.5	3.9	12.6

※主成分の含有量に応じて表2のとおり算出する

表1 保証成分量と端数の下限

主 成 分	一 般		家庭園芸用肥料	
	保証成分量	表示最低値	保証成分量	表示最低値
窒素,りん酸,加里	1 (%)	0.1(%)	0.1(%)	0.01(%)
有効苦土	1	0.1	0.01	0.001
アルカリ分,有効けい酸	5	0.1	5	0.1
有効マンガン	0.1	0.01	0.001	0.0001
有効ほう素	0.05	0.01	0.001	0.0001

表2 主成分の含有量の許容差

主成分		誤差の許容範囲
窒素全量	アルカリ分	表示値が1.5%未満の場合は、(絶対値の) $\pm 0.3\%$
アンモニア性窒素	可溶性石灰	
硝酸性窒素	く溶性石灰	
りん酸全量	水溶性石灰	表示値が1.5%以上5%未満の場合は、表示値の $\pm 20\%$
く溶性りん酸	可溶性けい酸	
可溶性りん酸	水溶性けい酸	
水溶性りん酸	可溶性苦土	表示値が5%以上10%未満の場合は、(絶対値の) $\pm 1\%$
加里全量	く溶性苦土	
く溶性加里	水溶性苦土	
水溶性加里	硫黄分全量	表示値が10%以上の場合は、表示値の $\pm 10\%$
	可溶性硫黄	
可溶性マンガン	く溶性ほう素	表示値の $\pm 30\%$
く溶性マンガン	水溶性ほう素	
水溶性マンガン		
銅全量、亜鉛全量		表示値の $\pm 30\%$
石灰全量		表示値の $\pm 20\%$

指定混合肥料に付す生産業者保証票

(1) 届出を受理された指定混合肥料を生産し、販売する時は、法第17条により肥料の容器又は包装の外部に、次にあげる事項を記載した「保証票」を付さなければなりません。

- ① ○○○肥料生産業者保証票という文字※
- ② 肥料の名称
- ③ 保証成分量（％）
- ④ 原料の種類
- ⑤ 正味重量
- ⑥ 生産した年月日
- ⑦ 生産業者の氏名又は名称及び住所
- ⑧ 生産した事業場の名称及び所在地

※○○○には、指定混合肥料の区分により、指定配合、指定化成、特殊肥料等入り指定混合又は土壌改良資材入り指定混合の文字を入れる

(2) 「④ 原料の種類」については、保証票の下に「配合原料」の欄を設け、重量割合の多い順に肥料の種類を記載してください。

(3) 「保証票」は規則第11条により、大きさなどの様式が定められているので、「別添様式第22号」により作成してください。（17、18ページ参照）

別添様式第22号

※ 県知事に届け出た指定混合肥料を生産する業者は、肥料の容器又は包装の外部に次のように保証票を付してください。

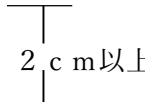
○	2 c m以上
指定配合（化成）肥料 生産業者保証票	
肥料の名称 保証成分量（％） 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地	

備 考

- 保証票には、日本産業規格 Z 8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いるものとする。
- 保証票を容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、様式中最上部 2 センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 肥料の正味重量が 6 キログラム以下の場合に付する保証票の文字及び数字の大きさは、適宜のものとする。
- 原料の種類の記事は、農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 材料の種類、名称及び使用量の記載は、農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣が定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。
- 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。

別添様式第22号

※ 県知事に届け出た指定混合肥料を生産する業者は、肥料の容器又は包装の外部に次のように保証票を付してください。

○	 2 c m以上
特殊肥料等入り（土壌改良資材入り）指定混合肥料 生産業者保証票	
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 ----- 主成分の含有量	

備 考

- 保証票には、日本産業規格 Z 8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いるものとする。
- 保証票を容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、様式中最上部 2 センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 肥料の正味重量が 6 キログラム以下の場合に付する保証票の文字及び数字の大きさは、適宜のものとする。
- 原料の種類の記事は、農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 材料の種類、名称及び使用量の記載は、農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣が定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。
- 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。
- 主要な成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもって記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

3 届出事項変更等に伴う手続き

届出事項の変更等に伴う届出義務(法第16条の2第3項関係)

届け出た指定混合肥料の内容について、次にあげる事項の変更が生じたときは、その旨を静岡県知事に届け出る義務があります。

- ① 氏名又は住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- ② 生産業者にあつては生産する事業場の名称又は所在地
- ③ 保管する施設の所在地

※ 届け出た指定混合肥料の使用原料の種類、配合率が変わる場合は、新たに届け出る必要がありますので、「2 指定混合肥料の生産に伴う手続き」を参考に作成してください。

(1)届出の時期

変更した日から2週間以内に届け出てください。

(2)書類の提出先（提出方法：郵送もしくは持参）

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県 経済産業部 農業局 食と農の振興課 農産環境班

（TEL:054-221-2689・2749）

(3)届出に必要な書類等

提出書類	部数	備考
◇共通に必要な書類		
指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書 (別添様式 12 号)	2	
◇(法人) 法人の名称、代表者、主たる事務所の所在地、法人格を変更した場合		
登記事項証明書	1	・変更の内容がわかるもの
◇(個人) 届出者の氏名(同一の個人に限る)または住所を変更した場合		
住民票	1	・住民票は個人番号(マイナンバー)の記載の <u>ない</u> ものを添付してください ※コピー可
◇生産事業場の土地などを借りている場合		
賃貸借等契約書の写し	2	

※ 提出書類について

- ・届出書の用紙は「静岡県ホームページ→申請書ダウンロードサービス」から取り出すことができます。
- ・個人の方は、『静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例』(平成20年4月1日施行)により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、居住地の確認をすることにより、住民票の添付を不要とすることが出来ます。

4 生産事業廃止に伴う手続き

生産事業の廃止と届出義務(法第16条の2第3項関係)

届け出た指定混合肥料の生産を廃止したときは、その旨を静岡県知事に届け出る義務があります。

(1) 届出の時期

廃止した日から2週間以内に届け出てください。

(2) 提出先（提出方法：郵送もしくは持参）

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県 経済産業部 農業局 食と農の振興課 農産環境班

(TEL:054-221-2689・2749)

(3) 届出に必要な書類

提出書類	部数	備考
指定混合肥料生産業者廃止届出書 (別添様式第13号)	2	

※届出の用紙は「静岡県のホームページ→『申請書ダウンロードサービス』
から取り出すことができます。

指定混合肥料生産業者届出書

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

下記により指定混合肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項（肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項）の規定により届け出ます。

記

1. 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2. 肥料の名称
3. 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別
4. 生産する事業場の名称及び所在地
5. 保管する施設の所在地

原料配合割合及び保証成分量

原 料 肥 料		保証成分量 (%)	配合割合 (%)	窒素全量 (%)	りん酸全量 (%)	加里全量 (%)	〇〇 (%)
合 算 値							
分 析 値 ¹⁾							
保証成分量 の範囲 ²⁾	上限						
	下限						
保 証 成 分 量							

1) 指定配合肥料において設計値で保証成分量を定める場合は不要

2) 保証成分量の範囲は、合算値の100分の80から100までとする。
ただし、合算値が5未満の場合は100分の50から100までとする。

原料配合割合及び主成分の含有量

原 料 肥 料		保証成分量 (%)	配合割合 (%)	窒素全量 (%)	りん酸全量 (%)	加里全量 (%)	〇〇 (%)
分 析 値							
主成分の含有量							
誤差の許容 範 囲	上限						
	下限						

指定混合肥料に付す生産業者保証票

指定配合（化成）肥料生産業者保証票	
肥料の名称	
保証成分量（％）	
原料の種類	保証票の下欄に記載のとおり
材料の種類、名称及び使用量	
正味重量	
生産した年月	
生産業者の氏名又は名称及び住所	
生産した事業場の名称及び所在地	

（配合原料）
備考 重量割合の大きい順である。

指定混合肥料に付す生産業者保証票

特殊肥料等入り（土壌改良資材入り）指定混合肥料生産業者保証票	
肥料の名称	
原料の種類及び配合割合	保証票の下欄に記載のとおり
材料の種類、名称及び使用量	
正味重量	
生産した年月	
生産業者の氏名又は名称及び住所	
生産した事業場の名称及び所在地	
主成分の含有量	

(配合原料)

備考 重量割合の大きい順である。

指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項（肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項）の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

1. 変更した年月日 年 月 日

2. 変更した事項
（新）

（旧）

3. 変更した理由

指定混合肥料生産事業廃止届出書

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項（肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項）の規定により届け出た指定混合肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

1. 廃止した年月日 年 月 日
2. 生産していた指定混合肥料の名称

生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー

今般、別添賃貸借契約書及び見取り図のとおり 所有の 工場の

生産設備を賃借し、当社の責任下における適正な管理に基づき、下記により肥料

を生産することとしたので、 に先立ちあらかじめ届け出

ます。

なお、別添賃貸借契約書及び下記事項に変更が生じた場合には速やかに報告することとします。

記

1. 生産設備を賃借して生産を行う工場の名称及び所在地
2. 生産設備を賃借して生産する肥料の種類
3. 生産設備を賃借する期間
(年 月～ 年 月)
4. 生産の管理責任者

備考

1. 賃貸借契約書及び見取り図を添付する。
2. 記の3について、賃貸借契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、賃貸借の契約が継続している間は賃借する期間の変更の届出は不要とする。
3. 記の4については役職名等を記載する。

委託による肥料の生産に関する届出書

年 月 日

静岡県知事

様

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電話

今般、別添委託生産契約書のとおり 所有の 工場で、当社の指図に基づき肥料を生産し、かつ当該肥料の全てを当社に譲渡することを前提に、下記により肥料の委託生産をすることとしたので、あらかじめ届け出ます。

なお、別添委託生産契約書及び下記事項に変更が生じた場合は速やかに報告することとします。

記

1. 委託生産を予定している手続き

- ☐ 法第 4 条第 1 項から第 3 項の規定に基づく登録の申請
- ☐ 法第 13 条第 1 項の規定に基づく登録事項変更の申請
- ☐ 法第 16 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく届出
- ☐ 法第 16 条の 2 第 3 項の規定に基づく届出事項変更の届出

2. 委託により生産を行う事業場の名称及び所在地

3. 委託により生産する肥料の種類

4. 委託生産に係る契約期間

（ 年 月～ 年 月）

備考

1. 委託生産契約書（写）を添付する。
2. 記の 4 について、委託生産契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、委託生産の契約が継続している間は委託生産に係る契約期間の変更の届出は不要とする。